

公募型プロポーザルの公告

公募型プロポーザルにより業務委託者の選定を行いますので、次のとおり公告します。

平成27年2月6日

奈良県知事 荒井正吾

1 公募型プロポーザル公告に付する事項

- (1) 委託業務名
地域医療・介護連携ICT導入検討業務
- (2) 委託業務の内容等
地域医療・介護連携を推進するためICTを活用したネットワークを構築して行くにあたり、専門的見地からの提案とそれに付随する業務
- (3) 委託期間
契約日から平成28年3月25日（金）まで
- (4) 委託金額
84,488,400円（消費税及び地方消費税を含む）
【内訳：各年度の支払いの上限額】
平成26年度 31,492,800円
平成27年度 52,995,600円

2 参加資格

以下の事項をすべて満たしていることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 民事再生法の規定による再生手続き開始の申立て中又は再生手続き中でないこと。
- (3) 会社更生法の規定による再生手続き開始の申立て中又は更正手続き中でないこと。
- (4) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の措置期間中でない者
- (5) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）第2条第1項各号のいずれにも該当しないこと。
- (6) 病院、医科診療所、歯科診療所、調剤薬局、介護関係者が、患者情報を連携・共有できるネットワークシステムの構築に係るコンサルティング実績を有していること。
- (7) 電子カルテだけでなく、健診システム等とのデータ連携にかかるコンサルティングの実績を有していること。
- (8) 奈良県内に事業所等を有するもの又は県内に事業所等がないものであっても県の求めに応じて速やかに来訪することが可能な者であること。
- (9) 課税対象事業者は、奈良県税、法人税、消費税、地方消費税の滞納が無いこと。
- (10) 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）。以下同じ。）、支配人及び支店又は営業所（常時物品購入等契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以

下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「法」という。)第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)でないこと。

- (11) 暴力団(法第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が実質的に関与していないこと。
- (12) 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。
- (13) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力、又は関与していないこと。
- (14) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

3 業務委託の選定方法

奈良県は、地域医療・介護連携ICT導入検討業務の業務委託者を選定するにあたり、提案者を公募し、提案者に対して参加申込書、企画提案書の提出及びプレゼンテーションを求め、最も高得点を獲得した者を受託予定者として選定する。なお、審査にあたっては、企画提案書関係書類の提出があった場合、その提出者数にかかわらず審査会を設置し、当該審査会の審査結果により、本業務の受託予定者を決定する。

ただし、審査会が本プロポーザル競技に参加を表明した者が多数であると認める場合は、提出された書類による第1次審査を行い、プレゼンテーションを求める者を選定した上で行う。この場合において、すべての参加を表明した者に第1次審査の結果を書面で通知する。

4 公募型プロポーザル説明書等の交付場所、交付期間等

(1) 交付場所

奈良県 医療政策部 地域医療連携課 医療企画係(県庁主棟3階)
〒630-8501 奈良市登大路町30
TEL: 0742-27-8645

(2) 交付期間

平成27年2月6日(金)～平成27年2月13日(金)まで
(但し、土曜日、日曜日及び祝祭日を除く、午前9時から午後5時まで)

(3) 交付資料

(1) に示す場所において次の書類を交付します。

- ・公募型プロポーザル説明書
- ・業務仕様書
- ・提出様式(様式1～様式10)及び質問票(様式11)

なお、上記書類は奈良県ホームページにも掲載します。

(奈良県ホームページのトップページ→県の組織→地域医療連携課→新着情報)

5 交付資料の提出期限

- (1) 参加申込書 平成27年2月13日(金)午後5時まで
- (2) 質問票 平成27年2月16日(月)午後5時まで
- (3) 企画提案書 平成27年2月25日(水)午後5時まで

6 契約の締結

受託予定者が次のいずれかに該当すると認められるときには、契約を締結しないものとする。

- (1) 2(参加資格)に記載の要件を満たさないものであるとき。

- (2) 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）にあたって、その相手方が2の(10)から(14)に該当すると知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- (3) 本契約に係る下請契約等にあたって、2の(10)から(14)のいずれかに該当するものをその相手方としていた場合（上記(2)を除く。）において、奈良県が奈良県との契約の相手方に対して下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。

7 契約の解除

契約締結後、契約者について6（契約の不締結）のいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行にあたって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、奈良県は契約を解除することができる。この場合において、契約者は奈良県に対して損害賠償金を納付しなければならない。

8 手続きに使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

9 その他

詳細は、地域医療・介護連携ICT導入検討業務委託公募型プロポーザル説明書等によります。

10 問い合わせ先

〒630-8501 奈良市登大路町30番地 奈良県庁舎主棟3階
奈良県医療政策部地域医療連携課 医療企画係
(電話) 0742-27-8645
(FAX) 0742-22-2725
(E-mail) iryorenkei@office.pref.nara.lg.jp

FAXまたはE-mailにより連絡を行う場合は、必ず到着確認を行うこと。